

第 6 1 回
大 覚 寺 八 楠 土 地 区 画 整 理
審 議 会 議 事 録

日時：平成 21 年 5 月 20 日（水）
午後 2：55～午後 3：55
場所：大村公民館 2 階 第一会議室

焼津市 都市住宅部 区画整理課

第 6 1 回大覚寺八楠土地区画整理審議会議事録

日 時：平成 21 年 5 月 20 日（水） 午後 2：55～午後 3：55

場 所：大村公民館 2 階 第一会議室

議 事：第 1 号議案 第 29 回仮換地指定について
第 2 号議案 保留地の設定について

出席委員：梅原久二 藁科剛一 望月 忠 槇田清男 伊東晴男
伊東節義 梅原 昌 伊東敏夫 蒔山東一 伊東博行

市出席者：岩谷区画整理課長 増田事業管理担当主幹
増井換地清算担当係長 鈴木主査 福里主査

（午後 2 時 55 分 開会）

梅原会長： 審議会をただ今から行います。
本日の議事録署名人は、槇田清男委員、伊東晴男委員にお願い
いたします。

挨拶。

岩谷課長： 挨拶。

梅原会長： 第 1 号議案と第 2 号議案について、事務局から一括して説明
と質疑応答をお願いします。

増井係長： 第 1 号議案と第 2 号議案について説明。

伊東節義委員： <焼津市情報公開条例 第 7 条（2）に該当のため削除>

増井係長： <焼津市情報公開条例 第 7 条（2）に該当のため削除>

伊東節義委員： 墓地用地というのは基本的に宅地のところには作れないとい
うことですか。

増井係長： 申請して許可が下りれば墓地としてできると思います。ただ、
近隣の方の承諾を得たりしなくてはならないなどがありまして
全くできないということではなくて、認可さえ下りれば可能だ
と思います。

藁科副会長： この件は本人から申請があったのかな。

増井係長： <焼津市情報公開条例 第 7 条（2）に該当のため削除>

藁科副会長： 区画の変更だけだね。内容は変わらずに。

岩谷課長： そうです。

梅原会長： ただいまの第 1 号議案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

梅原会長： 第 2 号議案は、83 街区の保留地は未確定だったものだね。

岩谷課長：変更前は未確定だったんですが、これを保留地の1番と2番に分けさせてもらって、小さい街区と大きい街区にして保留地として買っていただくということで、これが決まりましたら売り出しにかけられますので、この設定をお願いしたいということです。鍵の手になって保留地が残っているんですが、二つに小分けにした方が価値が高くなりますよということで不動産鑑定士さんの方でアドバイスを受けたものですから、こういう形で分けさせてもらって売り出しにかけるということで考えてます。

梅原会長：第2号議案について賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

(午後3時55分 閉会)